

別表3 児童厚生員兼放課後児童支援員(保健福祉部こども家庭グループ(市内各児童館または児童クラブ))必要資格等

次のうち、いずれかに該当する方

- (1)都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した方
 - (2)保育士又は社会福祉士の資格を有する方
 - (3)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した方、大学への入学を認められた方若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した方又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した方であって、2年以上児童福祉事業に従事した方
 - (4)幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する方
 - (5)大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
 - (6)大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた方
 - (7)大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した方
- ※上記基準中「～課程を修めて卒業した方」とは、該当する学位を取得した方
- ※(3)について、2年以上従事した勤務先が放課後児童健全育成事業の場合、放課後児童支援員としての採用となります